

再評価に係る県知事等意見

国土交通省中部地方整備局長
森本 輝 様

静岡県知事 鈴木 康友

中部地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針（原案）の作成に係る
意見照会について（回答）

令和7年 10 月 2 日付け国部整企画第 112 号で依頼のあった標記の件について、下
記のとおり回答します。

記

1 砂防事業「狩野川水系直轄砂防事業」
再評価対応方針（原案）に係る意見

対応方針（原案）のとおり、事業の継続について、異存ありません。

本事業は、狩野川上流の各支川流域から生産・流出する大量の土砂に対して、
砂防堰堤を整備することにより、河道の土砂堆積による土砂・洪水氾濫被害や土
石流災害から、県民の生命と財産を守り、国道 136 号等の主要公共施設、要配慮
者利用施設等の被害を軽減し、安全で快適な生活環境の確保増進を図る重要な事
業です。

一方で、本県財政は非常に厳しい状況にあり、令和7年度から10年間を計画期
間とする「中期財政計画」を策定し、県債残高は全国平均以下を目指して通常債
残高を1,000億円程度削減することを目標の一つとしています。特に令和10年度
までの4年間を「改革強化期間」と定め、財政運営に大きな影響を与える大規模
プロジェクトについて事業費を検証するなど、集中的に行財政改革を進めていま
す。

このため、コスト縮減に留意し、効果的・効率的な整備に努めていただくとと
もに、土砂災害を防ぐ砂防堰堤の整備等必要な対策の加速化をお願いします。

また、「流域治水」の推進に当たっては、本県、関係市町の取組への支援及び一
層の連携の強化に特段の配慮をお願いします。

なお、各年度の事業実施に当たっては、引き続き本県と十分な調整をお願いします。

7 砂第 185 号
令和 7 年（2025 年）10 月 21 日

国土交通省 中部地方整備局長 様

長野県知事 阿 部 守 一
（ 公 印 省 略 ）

中部地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針(原案)の作成に係る意見聴取
について（回答）

令和 7 年 10 月 2 日付け国部整企画第 112 号で依頼のありましたこのことについて、別紙
のとおり回答します。

(問い合わせ先)
担 当：長野県 建設部 砂防課
調査管理係 山田
電 話：026-235-7316（直通）
メー ル：sabo@pref.nagano.lg.jp

(別紙)

(再評価)

【地すべり対策事業】

事業名	「対応方針(原案)」案※	長野県知事の意見
此田地区直轄地すべり対策事業	継続	此田地区直轄地すべり事業は、県土の保全、県民の生命や財産を守るために必要かつ重要な事業であることから、事業継続を強く要望します。 また、事業の実施にあたっては、一層のコスト縮減に努められるようお願いします。

※貴職の意見を踏まえ、中部地方整備局事業評価監視委員会へ諮る対応方針(原案)を作成するためのものです。